

品川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

制定	昭和50年8月22日	区長決定	要綱第139号
改正	平成8年10月21日	区長決定	要綱第11号
改正	平成19年3月27日	区長決定	要綱第55号
改正	平成24年3月30日	区長決定	要綱第112号
改正	平成24年5月31日	部長決定	要綱第174号
改正	平成27年12月28日	区長決定	要綱第544号
改正	平成28年12月28日	区長決定	要綱第264号
改正	平成30年12月25日	区長決定	要綱第264号
改正	平成31年2月1日	部長決定	要綱第163号
改正	令和2年12月10日	部長決定	要綱第209号
改正	令和4年3月28日	区長決定	要綱第122号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月要綱第143号）に定めるほか、重度の身体障害者が就労等に伴い、自動車を取得し、かつ自ら運転するためにその改造を必要とする場合において、改造に要する経費を区が助成することについて定め、もって重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）による助成を受けることのできる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 品川区内に住所を有している者であって、本人および扶養義務者等の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）および特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）に定める特別障害者手当にかかる所得制限限度の範囲内の者であること、または前年の所得税額が40万円以下の者であること。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、上肢、下肢または体幹の障害の程度が一級または二級の者であること。

(3) 自らが運転する目的で新たに自動車を購入し、または既に所有している自動車の一部を改造する必要がある、かつ、改造した装置の操作が可能である者であること。

(4) 所有者の要件については、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に、本人の氏名が記載されている自動車に限る。ただし、割賦購入により自動車を使用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に、本人の氏名が記載されているものは対象とする。

(助成対象の範囲)

第3条 この事業において、自動車改造費として助成する範囲は、前条に規定する者が自ら運転するために必要な操向装置および駆動装置の改造にかかる経費とする。

(助成の限度額)

第4条 前条に規定する助成の限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 この事業による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障害者用自動車改造費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 自動車の改造に要する経費の見積書（改造箇所および所要経費を明らかにしたもの）
- (2) 運転免許証の写し（改造装置の操作が可能である旨の運転条件が記載されていること。）
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 割賦購入契約書および当該契約に係る支払の予定表の写し（割賦により自動車を購入し、または改造しようとする場合に限る。）
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 区長は、前条に規定により申請があった場合は、調査書（第2号様式）により

調査を行ったうえ、助成の可否を決定し、その結果を身体障害者用自動車改造費助成決定通知書（第3号様式）、身体障害者用自動車改造費助成却下通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 前条の規定により助成の決定通知をうけた者は、自動車の改造後、身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書（第5号様式）に改造に要した経費の支払いを証する書類（領収証、明細書等）の写し、割賦購入契約書および当該契約に係る支払の予定表の写し（割賦により自動車を購入し、または改造しようとする場合に限る。）を添付して、区長に助成金の交付請求をするものとする。

（交付）

第8条 区長は、前条の規定により交付の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付する。

（助成決定の取消等）

第9条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 身体障害者用自動車改造費における自動車の購入および改造以外に助成金を使用したとき。
- （2） 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- （3） 本要綱その他の関係法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に交付した助成金があるときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱の定めのない事項については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な事項は、福祉部

長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成19年3月27日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、適用する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表

所得および所得税額	自動車改造費助成限度額
特別障害者手当にかかる所得制限限度の範囲内の者	133,900円
前年の所得税額が40万円以下の者	66,950円

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 品川区 丁目 番 号

氏 名

電話番号

個人番号

身体障害者用自動車改造費について、助成を受けたいので関係書類を添えて申請します。

身体障害者手帳	都道府県・市 第 号			年 月 日交付
障 害 名				等 級 級
自 動 車	交付年月日		有効期間	
免 許 証	公安委員会			
所 有 状	番 号		種 類	
況 の 欄	免許の条件			
改 造 を	登 録 番 号		登 録 年 月 日	
要 す る	用 途		種 別	
自 動 車	形 式		乗 車 定 員	
の 状 況	車 検 満 了 日		改 造 概 算 費 用	
申 請 理 由				

世帯の状況	氏名	生年月日	続柄	個人番号 (※)
		年 月 日		
		年 月 日		

※所得を判断する際の世帯の範囲 → 本人および扶養義務者等

調 査 書

申請書受理 年 月 日	年 月 日	身体障害者 手帳番号	都道 府県・市 第 号			
申請者氏名 生 年 月 日	年 月 日生			世帯の最多収入者で あるかないかの別	あ る な い	
住 所	品川区 丁目 番 号					
世 帯 員 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	職 業	前年分の所得税額	備 考
<p style="text-align: center;">上記のとおり確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 担当者氏名</p>						

第 年 月 日 号

身体障害者用自動車改造費助成決定通知書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった自動車改造費について、下記のとおり助成することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成決定

(1) 助成金 円

助成金交付条件：交付する金額は、上記助成金額の範囲で、自動車1台の改造に要する経費について交付します。

(2) 交付方法 請求後、指定口座への振込み。

(3) 請求方法 身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書（第5号様式）により請求してください。

第4号様式

身体障害者用自動車改造費助成却下通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付で申請のありました身体障害者用自動車改造費助成について、却下となりましたので通知します。

記

1. 却下理由

第5号様式

身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

品川区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱に基づき、 年 月 日
第 号により助成決定を受けました自動車改造費助成金として上記金額を請求します。

年 月 日

住所 品川区 丁目 番 号

氏名



品川区長 あて